

茨木市集中治療室運営経費補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内で集中治療室を設置する病院に対し、手厚い人員配置や設備の充実が求められる集中治療室の運営経費の一部を支援することで、市内においてより高度な急性期医療の確保と持続性の向上を図る。

(補助対象事業者)

第2 補助の対象となる事業者は、200床以上（精神病床除く）の二次救急告示病院で平成30年度中に集中治療室を新規稼動した市内公的病院とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、補助対象事業者が集中治療室の体制維持のために行う事業とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 集中治療室に携わる医師、看護師及び臨床工学技師の当該申請年度内に発生した現金給与額及び年間賞与その他特別給付額。（以下「人件費」という。）
- (2) 集中治療室の維持管理として当該申請年度内に発生した室内設備及び医療機器更新等の消耗品費、備品購入費及び修繕料。（以下「諸経費」という。）

(補助金額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助事業に係る寄附金額、国、他の地方公共団体からの補助金額、当該申請年度に発生する集中治療室における診療報酬（特定集中治療室管理料に限る。）その他の当該事業に係る収入額を控除した額を差し引いて得た額又は50,000,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、茨木市集中治療室運営経費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 経費所要額調（様式第2号）
- (2) 人件費の明細書
- (3) 諸経費の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市集中治療室運営経費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第8 第7の補助金交付決定通知書を受けた事業者は、第13の規定による補助金の額の確定後、茨木市集中治療室運営経費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、交付金の交付決定後、茨木市集中治療室運営経費補助金概算払交付請求書(様式第5号)により、概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(変更の申請等)

第10 補助金の交付を申請した事業者は、補助金の交付決定通知後において当該申請の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市集中治療室運営経費補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。

- (1) 経費変更所要額調(様式第7号)
- (2) 人件費の明細書
- (3) 諸経費の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市集中治療室運営経費補助金交付変更承認決定通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第8に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(急性期医療の向上)

第11 補助金の交付の決定を受けた事業者は、市内においてより高度な急性期医療の確保と持続性の向上に努めるものとする。

(実績報告)

第12 補助金の交付の決定を受けた事業者は、茨木市集中治療室運営経費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調精算書(様式第10号)

- (2) 人件費の明細書
- (3) 諸経費の明細書
- (4) 補助対象事業の運営実績（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市集中治療室運営経費補助金確定通知書（様式第12号）により報告書を提出した事業者へ通知する。

（補助金の精算）

第14 第13の補助金確定通知書を受けたもののうち、概算払による請求により補助金を交付した事業者について、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市集中治療室運営経費補助金精算追加分交付請求書（様式第13号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第16 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第17 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分制限等）

第18 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金交付の条件）

第19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 前項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助の取消し等）

第20 市長は、補助金の交付を受ける事業者あるいは受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から実施する。

附 則

1（実施期日）

この要綱は、令和3年3月31日から実施する。

2（経過措置）

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和2年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月18日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式第1号、様式第6号及び様式第11号は、この要綱の実施の日以後に行われる補助金の交付の申請、変更の申請及び実績報告の手続について適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式第1号、様式第6号及び様式第11号は、この要綱の実施の日以後に行われる補助金の交付の申請、変更の申請及び実績報告の手続について適用する。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金交付申請書

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 集中治療室の概要

(1) 特定集中治療室管理料（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
（施設基準として該当するものに○）

(2) 病床数
床

（※交付決定通知後、変更しようとするときは変更承認申請をすること。）

4 添付書類

- (1) 経費所要額調（様式第2号）
- (2) 人件費の明細書
- (3) 諸経費の明細書
- (4) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第2号（第6関係）

経費所要額調

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (予定) (A)	寄附金 補助金額 (予定) (B)	収入額 (予定) (C)	対象経費の 実支出額 (予定) A - B - C (D)	基準額 (E)	選定額 (D)合計と(E)で少ない方 (F)	交付申請額 (千円未満切り捨て) (G)	備考
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	千円単位	
人件費					50,000,000			
諸経費								
合計								

記入上の注意

- (F) 「選定額」欄には、(D) 「対象経費の実支出額(予定)」欄と(E) 「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- (G) 「交付額」欄の算出にあたっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

茨木市集中治療室運営経費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市集中治療室運営経費補助金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第4号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市集中治療室運営経費補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額 円

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市集中治療室運営経費補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額（概算額） 円
- 3 概算払を必要とする理由

（申請先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市集中治療室運営
経費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更前交付決定額 円
- 2 変更後交付申請額 円
- 3 差引増減額 円
- 4 集中治療室の概要
 - (1) 特定集中治療室管理料（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
（施設基準として該当するものに○）
 - (2) 病床数
床
- 5 添付書類
 - (1) 経費変更所要額調（様式第7号）
 - (2) 人件費の明細書
 - (3) 諸経費の明細書
 - (4) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第7号（第10関係）

経費変更所要額調

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (予定) (A)	寄附金 補助金額 (予定) (B)	収入額 (予定) (C)	対象経費の 実支出額 (予定) A - B - C (D)	基準額 (E)	選定額 (D)合計と(E)で少ない方 (F)	変更後交付額 (千円未満切り捨て) (G)	備考
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	千円単位	
人件費					50,000,000			
諸経費								
合計								

記入上の注意

- (F) 「選定額」欄には、(D) 「対象経費の実支出額（予定）」欄と(E) 「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- (G) 「交付額」欄の算出にあたっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第8号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

茨木市集中治療室運営経費補助金交付変更承認決定通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市集中治療室
運営経費補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更増減額 | 円 |
| 3 | 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額概算額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 添付書類
 - (1) 経費所要額調精算書（様式第10号）
 - (2) 人件費の明細書
 - (3) 諸経費の明細書
 - (4) 補助対象事業の運営実績（様式第11号）
 - (5) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第10号（第12関係）

経費所要額調精算書

【 医療機関名 】

事業名	総事業費	寄附金 補助金額	収入額	対象経費の 実支出額	基準額	選定額	交付申請額 (千円未満切り捨て)	交付決定額	補助金精算額	備考
	(A)	(B)	(C)	A - B - C (D)	(E)	(D)合計と(E)で少ない 方 (F)	(G)	(H)	(G)と(H)で少ない方	
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	千円単位	千円単位	千円単位	
人件費					50,000,000					
諸経費										
合計										

記入上の注意

- 1 (F) 「選定額」欄には、(D) 「対象経費の実支出額(予定)」欄と(E) 「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 (G) 「交付額」欄の算出にあたっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第 11 号 (第 12 関係)

補助対象事業の運営実績

① 救急搬送件数及び全身麻酔手術に関する実績

ア 救急用の自動車等の搬送件数 年間 _____ 件

イ 全身麻酔による手術件数 年間 _____ 件

ウ 小児系病棟が 5 割以上である病院※ 1 における全身麻酔による手術件数
年間 _____ 件 (該当する場合のみ記載すること。)

② 特定集中治療室管理料 (1 ・ 2 ・ 3)

(施設基準として該当するものに○)

③ 病床数 _____ 床

④ 入室患者数※ 2 _____ 名

⑤ ④のうち茨木市民の数及び割合 _____ 名 _____ %

⑥ 入室患者延べ数※ 3 _____ 名

⑦ ⑥のうち茨木市民の延べ数及び割合 _____ 名 _____ %

⑧ ⑥のうち重症度、医療・看護必要度※ 4 の基準を満たす患者の延べ数及び割合
延べ数 _____ 名 割合 _____ %

⑨ ④のうち入室日の S O F A スコアが 5 以上の患者の人数及び割合
(特定集中治療室管理料 1 の場合のみ記載すること。)

人数 _____ 名 割合 _____ %

⑩ ④のうち入室日の S O F A スコアが 3 以上の患者の人数及び割合
(特定集中治療室管理料 2 の場合のみ記載すること。)

人数 _____ 名 割合 _____ %

※ 1 小児系病棟が 5 割以上である病院とは、許可病床数のうち、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、新生児集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料及び小児入院医療管理料 (1 か

- ら3までに限る。)の届出病床数を合計した病床数が占める割合が5割以上の病院をいう。
- ※2 入室患者数とは、申請年度である4月から翌年3月までの1年間において、新たに当該集中治療室に入室した患者の数をいう。
 - ※3 入室患者延べ数とは、申請年度である4月から翌年3月までの1年間において、当該集中治療室に入室した患者の延べ数をいう。
 - ※4 重症度、医療・看護必要度は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価すること。

様式第12号（第13関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

茨木市集中治療室運営経費補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市集中治療室運営経費補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第13号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市集中治療室運営経費補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
集中治療室運営経費補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円